

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	1 防犯登録番号、2 車体番号、3 車種、4 塗色、5 車輪径、6 氏名、7 住所、8 電話番号	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会からの納入により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課(別表のとおり)	
	(所在地) 〒650-8510神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地(別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被保護者等情報ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継や、適切な関係機関等への通報等に資するため、被保護者や引取者等の情報を警察庁、警視庁、道府県警察本部及び県下各警察署の間で共有する。
記録項目	<p>【保護カード】 1 事案番号、2 被保護者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、身分確認方法、異名、推定年齢、身体特徴、認知症の有無）、3 根拠法令、4 発見日時・場所・管轄交番、5 参考人・目撃者等（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、6 発見時の状況、7 保護期間、8 保護主任者への報告等、9 照会、10 外傷及び着衣等の損傷状況、11 危険物（凶器等）の所持、12 保護（収容）場所、13 保護終了後の身柄措置、14 引取人等への連絡、15 引取人・引渡先（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、16 その他参考人、17 認知症支援対象者情報提供への同意、18 精神保健に関する支援希望、19 精神保健福祉法第23条に基づく知事への通報、20 保護室収容状況、21 児童相談所長の保護委託（一時保護）、22 保護期間延長許可、23 氏名等不詳の場合の措置、24 特記事項、25 執行隊引継状況、26 保護開始時取扱者</p> <p>【精神障害者発見通報書】 1 事案番号、2 発見日時・場所、3 被通報者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、4 理由又は事案の概要、5 保護者（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、6 その他参考事項</p> <p>【アルコール慢性中毒者の保護に関する通知書】 1 事案番号、2 発見日時・場所、3 保護の場所、4 被保護者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、5 中毒者又はその疑いがあると認めた理由、6 その他参考事項</p> <p>【精神保健受知情報】 1 事案番号、2 受理者、3 受理日時、4 受理態様、5 情報提供機関、6 対象者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、保険等種別）、7 病名、8 通院歴、9 入院歴、10 入院・通院先、11 自傷他害のおそれの有無、12 保健所に対して依頼した内容、13 家族等（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、14 情報内容及び要望</p> <p>【精神保健相談情報】 1 事案番号、2 認知日時・場所（発見日時・場所）、3 認知端緒、4 本人情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、5 事案の概要、6 家族等（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、7 その他参考事項</p> <p>【認知症に係る支援対象者情報】 1 事案番号、2 認知日時、3 事案概要、4 支援対象者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、かかりつけ医療機関、</p>

	家族構成、認知症の症状)、5 情報提供同意者(続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業)、6 希望する支援の内容等	
記録範囲	警察において保護をした被保護者、その引取者、関係機関への被通報者及びその家族等	
記録情報の収集方法	県下警察署からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁、道府県警察本部及び県下46警察署(別表のとおり)並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課(別表のとおり)	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地(別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	事前警告機能付通話録音装置管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	葺合署、長田署、須磨署、垂水署、神戸水上署、神戸西署、宝塚署、三木署、加古川署、高砂署、飾磨署、福崎署、赤穂署、南但馬署、淡路署、南あわじ署	
個人情報ファイルの利用目的	事前警告機能付通話録音装置の管理	
記録項目	1 貸出、返却年月日、2 被貸与者情報（住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号）、3 返却者氏名	
記録範囲	事前警告機能付通話録音装置の被貸与者、返却者	
記録情報の収集方法	貸出申請の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺水際阻止協力の店（家）登録ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止活動に向けた情報を発信するため	
記録項目	1 所属、2 登録年月日、3 登録解除年月日、4 区分、5 住所、6 事業所名称又は氏名、7 連絡先、8 近隣ATM（設置区分）、9 連絡方法	
記録範囲	特殊詐欺水際阻止協力の店（家）として登録した事業所・店舗・家	
記録情報の収集方法	戸別訪問等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺相談者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起等を実施するため	
記録項目	1 類型、2 認知署、3 受理番号、4 水際阻止の有無、5 端緒、6 認知年月日、7 発生年月日、8 発生時間、9 住所、10 氏名、11 カナ氏名、12 性別、13 職業、14 固定電話、15 携帯電話番号、16 生年月日、17 年齢	
記録範囲	特殊詐欺の相談者	
記録情報の収集方法	相談者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号 (第5の1の(1)関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺被害防止コールセンター管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起を実施するため	
記録項目	1住所、2氏名、3性別、4電話番号、5高齢者の居住者の有無、6住所地の管轄警察署、7対応者、8架電日、9架電時間、10リスト根拠、11架電結果、12防犯機能付電話機設置の有無	
記録範囲	特殊詐欺被害防止コールセンターが架電により注意喚起を実施した対象者	
記録情報の収集方法	電話	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課(別表のとおり)	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地(別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防犯指導実施対象者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起を実施するため	
記録項目	1 所属、2 実施日、3 実施者、4 住所、5 氏名、6 ふりがな、7 生年月日、8 年齢、9 自宅電話番号、10 携帯電話番号、11 世帯の種別、12 家族への連絡同意（実施結果）、13 個人情報活用の同意、14 固定電話機の種別、15 過去の被害、16 過去の予兆電話、17 啓発ポップの配布の有無、19 配布年月日、20 区分、21 防犯機器の設置方法	
記録範囲	特殊詐欺の注意喚起をする必要がある者	
記録情報の収集方法	戸別訪問・面接	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者に関する市区町への情報提供ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者に関する情報を市区町と共有し、特殊詐欺被害を防止するために利用する。	
記録項目	1 所属、2 提供日、3 高齢者情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、同居者）、4 顕著な症状、5 情報提供同意者情報（続柄、氏名、年齢、住所、電話番号）、6 事案内容・対応経緯、7 担当者情報（所属、氏名、電話番号）	
記録範囲	警察において把握した特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者及び情報提供同意者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県下の市区町における福祉を担当する課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リストファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	1 案件年、2 案件種別、3 案件番号、4 資料名、5 郵便番号、6 住所、7 氏名、8 電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 資格、2 業種等、3 資格者証等の区分、4 資格者証等番号、5 受理警察署、6 氏名、7 生年月日、8 本（国）籍、9 交付年月日、10 書換年月日、11 返納年月日、12 住所	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る6及び8の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る6及び8の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る6及び12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 認定証番号、2 警備業者名、3 受理警察署、4 営業所番号、5 管内営業所名称、6 管内営業所所在地、7 取り扱う警備業務の区分、8 警備業務の種別、9 現任責任者講習受講日、10 選任警備員指導教育責任者の配置状況、11 選任警備員指導教育責任者の氏名、12 選任警備員指導教育責任者の住所、13 選任警備員指導教育責任者の業種等、14 選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、15 選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、16 基地局名称、17 基地局所在地、18 選任機械警備業務管理者の氏名、19 選任機械警備業務管理者の住所	
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備業者に係る2、5、6、7、11及び12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11項第1項並びに同条第4項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る1、16、17、18及び19の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	(所在地) 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 認定証番号、2 認定証交付公安委員会、3 受理警察署、4 警備業者名、5 警備業者の住所、6 警備業者の電話番号、7 法人等の種別、8 代表者の氏名、9 代表者の生年月日、10 認定年月日、11 営業開始年月日、12 更新年月日、13 申請年月日、14 申請内容、15 届出年月日、16 届出内容、17 主たる営業所の名称、18 主たる営業所の所在地、19 主たる営業所の業務区分、20 主たる営業所の選任指導教育責任者の氏名、21 その他の営業所の名称、22 その他の営業所の所在地、23 その他の営業所の業務区分、24 その他の営業所の選任指導教育責任者の氏名、25 届出公安委員会、26 営業所の数、27 基地局の名称、28 待機所の数、29 処分等事由、30 処分等の種類、31 処分等年月日、32 処分等対象者の氏名、33 処分等対象者の年齢、34 行政処分営業所名称、35 行政処分営業所停止期間	
記録範囲	警備業者の代表者、選任指導教育責任者及び被処分者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地） 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	4、5、8、17、18、19、20、21、22、23、24の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11項第1項並びに同条第4項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第17条第2項による。機械警備業者に係る27の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	金属くず商管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	金属くず営業条例（昭和39年条例56号）に基づく金属くず商許可及び前記法令に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	<p>第1 金属くず商</p> <p>1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可年月日、4 許可証番号、5 法人等の種別、6 営業者（氏名又は名称、生年月日、本籍、住所又は所在地、電話番号）7 法人の代表者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）8 法定代理人（氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）、9 営業所（開設年月日、名称、所在地、電話番号）10 管理者（選任年月日、解任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）11 法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）</p> <p>第2 行政処分者</p> <p>1 受理年月日、2 上申警察署、3 処分種類、4 許可年月日、許可証番号、5 営業者氏名又は名称、6 代表者氏名、7 営業所の名称、所在地、7 違反種別、8 処理の経緯（弁明通知書交付日、弁明調書作成日、指示書交付日、聴聞通知書交付日、聴聞開催日、取消処分通知書交付日、公示日、営業停止処分期間）</p>	
記録範囲	金属くず商	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6から11の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属くず営業条例第9条及び金属くず営業条例施行規則（昭和39年公安委員会規則第13号）第7条及び第8条による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に基づく古物商、古物市場主及び質屋の許可及び前記法令に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	<p>第1 古物商及び古物市場主 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可の種類、4 許可年月日、5 許可証番号、6 法人等の種別、7 営業者（氏名又は名称、生年月日、本籍、住所又は所在地、電話番号）8 法人の代表者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）9 法定代理人（氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）10 行商の有無、11 営業所・古物市場（形態、名称、所在地、電話番号、取り扱う古物の区分、標識の種別）12 管理者（選任年月日、解任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）13 法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）、14 ホームページ利用取引（取引の有無、開始年月日、廃止年月日、送信元識別符号）</p> <p>第2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可年月日、4 許可証番号、5 法人等の種別、6 営業者（氏名又は名称、生年月日、本籍、住所又は所在地、電話番号）7 法人の代表者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）8 法定代理人（氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）、9 営業所（名称、所在地、電話番号）10 保管設備の概要（床面積、出入口の構造、消火設備、窓換気口の数、独立施錠、容積、壁体、内壁の仕上、床の仕上、住宅施設）、11 法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）、12 管理者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号）、13 法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）</p> <p>第3 行政処分者 1 受理年月日、2 上申警察署、3 処分種類、4 許可年月日、許可証番号、5 営業者氏名又は名称、6 代表者氏名、7 営業所の名称、所在地、7 違反種別、 8 処理の経緯（弁明通知書交付日、弁明調書作成日、指示書交付日、聴聞通知書交付日、聴聞開催日、取消処分通知書交付日、公示日、営業停止処分期間）</p>
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。
記録情報の経常的提供先	警察庁

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課 (別表のとおり)	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地 (別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第3項及び第6項による。 第2の5から13の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)第8条第1項による。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考	令和2年4月1日以降に許可を取得した古物商及び古物市場主の記録項目 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可の種類、4 許可年月日、5 許可証番号、6 営業者の氏名又は名称、7 法人の代表者氏名、8 営業所・古物市場(形態、名称、所在地、電話番号、主として取り扱う古物の区分)、9 ホームページ利用取引送信元識別符号)	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 警察署、2 営業種別、3 許可等年月日、4 許可等番号、5 営業所の名称、6 営業所等の所在地、7 営業所電話番号、8 法人名、9 法人の所在地、10 代表者、営業者、管理者及び役員の氏名、11 代表者、営業者、管理者及び役員の生年月日、12 代表者、営業者、管理者及び役員の本（国）籍、13 代表者、営業者、管理者及び役員の住所、14 客室数、15 営業所の床面積、16 客室の床面積、17 遊技設備、18 客の依頼を受ける方法、19 広告宣伝で使用する呼称、20 客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、21 待機所の所在地、22 電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、23 電気通信設備の設置場所、24 広告又は宣伝の態様、25 会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容等、26 自動公衆送信装置設置者の氏名、名称及び住所、27 映像伝達用設備を識別するための電話番号等、28 返納、廃止年月日、29 違反条項、30 行政処分種別、31 事件処理の有無、32 認知及び本部上申日、33 弁明通知書、聴聞通知書、指示書及び行政処分通知書交付日、34 処分内容、35 管理者及び役員の就任、辞任年月日、36 受理年月日
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から5年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から5年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から5年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る5、8から10及び13の訂正は、風営法第9条第3項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号、以下「規則」という。）第20条第2項及び第3項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27条第1項の届出書を提出した者に係る

	<p>5、8から10及び13の訂正は、同条第2項及び規則第42条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を提出した者に係る6及び8から10まで、13、18から21までの訂正は、同条第2項及び規則第53条による。風営法第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る6及び8から10まで、13、19、21、22、26、27の訂正は、同条第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1項の届出書を提出した者に係る5、8から10まで、13及び22の訂正は、同条第2項及び規則第64条による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した者に係る5、8から10まで、13、19及び22の訂正は、同条第2項及び規則第70条による。風営法第33条第1項の届出書を提出した者に係る5、8から10まで及び13の訂正は、同条第2項及び規則第104条による。</p>	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <hr/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	銃砲等又は刀剣類管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	銃砲等又は刀剣類の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所・電話番号、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生日、9 許可番号、10 有効期間、11 商品名等、12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実（空）包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態、26 家族状況、27 職業・職歴、28 学業・学歴、29 資格・賞罰、30 所属団体、31 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報、32 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそのある個人情報、33 写真
記録範囲	銃刀法3条第1項第11・15号の規定による届出を行った業者、第4条第1項各号の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第4条の3第2項、第12条の3の規定による公安委員会が指定する医師、第5条の3第1項の規定による所持の許可を受けようとする者、第9条の2第1項の規定により指定を受けた指定射撃場を設置及び管理する者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を設置及び管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）、第9条の5第2項の規定による射撃教習の資格認定された者、第10条の9第1項の規定による指示を受けた者、第11条の規定による取消を受けた者、第14条第2項の規定による届出者、武器等製造法第28条第1項の規定により受けた通報
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり） （所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		